６５歳以上の年金受給者の皆さんへ

**個人住民税（町県民税）の納税方法が変わります**

**～公的年金からの特別徴収～**

　公的年金にかかる個人住民税は，第１期分（６月）は納付書または口座振替で納付していただきますが，１０月以降（第２．３期分）は公的年金から特別徴収（天引き）となります。

◆対象となる方

個人住民税の納税義務者であって，前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち，当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給されている６５歳以上の方。

ただし，以下のいずれかに該当する方は，従来どおり納税通知書により納付していただきます。

1. 当該年度の初日（4月1日）の属する年の1月1日以降に町外へ転出された方
2. 介護保険料が公的年金から特別徴収（天引き）されていない方
3. 特別徴収（天引き）される公的年金の年間給付額が１８万円未満の方
4. 特別徴収（天引き）される個人住民税額が公的年金から引ききれない方

◆対象となる税額

前年中に受給した公的年金所得（厚生年金・共済年金・企業年金等）に係る所得額に応じた税額。

前年中に公的年金以外の給与所得や事業所得があった場合，その所得に係る税額は，公的年金からの特別徴収とは別に，従来どおり給与からの天引き，または納付書で納めていただくことになります。

**【参考】全年中に公的年金以外の所得がある場合の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度の個人住民税額（①＋②＋③） | | 納税方法 |
|  | 1. 給与所得に係る税額 | 給与から天引きまたは納付書（口座振替） |
| 1. 公的年金に係る税額 | 公的年金から天引き |
| 1. その他所得に係る税額 | 納付書（口座振替）または給与から天引き |

* 対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金又は老齢年金，退職年金等。

※障害年金や遺族年金からは特別徴収されません。

◆納付方法

公的年金から特別徴収が始まるのは，当該年度（対象となる方）の１０月支給分の年金からとなります。

このため，当該年度の個人住民税額のうち半分については，（当該年６月分）納付書または口座振替により納めていただくことになります。

※給与からの特別徴収（天引き）がある場合も，６月分（第１期）は納付書または口座振替により納めていただくことになります。

　納付方法の変更ですので，新たに税負担が生じることはありません。

　また，個人住民税では，公的年金所得にかかる住民税額の納付方法について，本人による選択が認められていないため，公的年金所得があり納税義務のある人は特別徴収が実施されます。

**【例】個人住民税の年税額が６万円（年金所得のみ）の場合**

**特別徴収を開始する年度の納め方**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 納付方法 | 納付書などで納める  （普通徴収） | 年金から天引き  （特別徴収） | | |
| 月 | 6月 | １０月 | １２月 | 翌年２月 |
| 税額 | ３万円 | １万円 | １万円 | １万円 |
| 算出方法 | １/２ | １/６ | １/６ | １/６ |

　６月は年税額の１/２をこれまでどおり納付書または口座振替で納めていただきます。

１０月・１２月・２月は年税額の１/６ずつを天引きします。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納付方法 | 年金から天引き  （特別徴収） | | | | | |
| 月 | ４月 | ６月 | ８月 | １０月 | １２月 | 翌年２月 |
| 税額 | １万円 | １万円 | １万円 | １万円 | １万円 | １万円 |
| 算出方法 | 前年度２月と同じ額  仮徴収 | | | 該当年度の年税額の残りの１/3ずつ  本徴収 | | |
|  | | |  | | |

**通常年度の納め方（特別徴収が継続される年度）**

４月・６月・８月は，前年度の２月の税額と同額を天引きします。１０月・１２月・２月は，年税額から４月・６月・８月の税額を差し引いた残りの税額を天引きします。

◆特別徴収が中止になる場合

●　死亡または転出した場合

●　修正申告等により税額が変更となった場合

●　年金差し止めや現況届の出し遅れなどで年金が停止した場合など

※特別徴収が中止となった場合は，普通徴収に切り替わります。

お問い合わせ先

上板町税務課住民税担当　　電話088-694-6807（直通）